

提出日 令和 年 月 日 埼玉県深谷市長 殿		整理番号		
住 所 (住民税が課税される住所)		フリガナ		
		氏 名		
		個人番号		
電話番号		生年月日		

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。
あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附日	寄附金額

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☐
(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☐
(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	

下記書類が確認できるように、コピーして、貼り付けてください。

※重ならないように四隅をテープで貼ってください。

※確認書類の氏名・住所・生年月日・個人番号を確認できる状態で貼り付けてください。

① 個人番号確認書類	② 本人確認書類
・マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面 ↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓ ・マイナンバー通知カード ご注意ください 通知カードを提出される場合は、申請書と「氏名・住所等」が一致している場合のみ対応可能です。一致していない場合は「住民票（個人番号記載）」をご提出ください。 ・個人番号が記載された住民票 上記いずれかのコピー	・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳(カード型) ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(カード型) ・在留カード ・特別永住者証明書 上記いずれかの顔写真付き書類のコピー ※上記をお持ちでない場合は、健康保険証および年金手帳など自治体が認める公的書類2点以上のコピーを貼り付けてください。

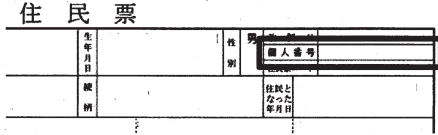
※寄附をした年の 翌年1月 10 日（必着） までにご提出ください。

確認書類追加貼り付け用紙

整理番号

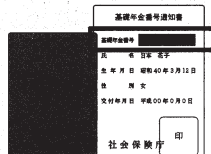
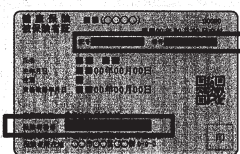
氏名

■個人番号確認書類：個人番号の記載場所・各注意点（ ：個人番号記載箇所）

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
	 キリトリ線 交付申請書（キリトリ線より下部分）に記載の個人IDは個人番号ではありません。	
個人番号は裏面に記載されています。	通知カードを提出される場合は、申請書と「氏名・住所等」が一致している場合のみ対応可能です。一致していない場合は「住民票（個人番号記載）」をご提出ください。	自治体により書式が違います。個人番号欄が『省略』となっていないことを確認してください。

※個人番号は上記3種類の書類いずれかからご確認ください。運転免許証には個人番号は記載されておりません。

■本人確認書類：顔写真付きの確認書類をお持ちでなく、被保険者証や年金手帳のコピーを送付される場合の注意点（ ：塗り潰し必要箇所）



【健康保険証など被保険者証の写しを送付される場合】
保険者番号及び、被保険者等記号・番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

【年金手帳の写しを送付される場合】
基礎年金番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

※顔写真なしの本人確認書類をご利用いただく場合は、2種類以上の本人確認書類が必要です。

確認書類貼り付けの際は、重ならないように貼り付けてください。

※下記の貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けせず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください。

貼り付け位置

貼り付け位置